

固定資産審査申出書を記入する際の注意事項

『相模原市固定資産評価審査委員会』に審査申出をされる方は、別紙『審査申出書』について下記の要領で必要事項を記入のうえ、正副2通を作成し、審査委員会へ提出してください。

審査申出人欄

《個人の場合》

住所又は居所、氏名、電話番号を記入してください。

《法人、法人でない社団又は財団の場合》

法人等の主たる事務所の所在地、名称、電話番号、代表者又は管理人の住所又は居所、氏名、電話番号を記入し、その資格を証する書類（商業又は法人登記簿謄本等）を1通添付してください。

総代又は代理人欄 総代又は代理人によって審査申出をする場合

住所又は居所、氏名、電話番号を記入し、その資格を証する書類（代理人選任届、委任状等）を添付してください。

処分の内容（課税台帳登録事項）欄

納税通知書の課税明細書等を参照して、固定資産課税台帳の記載事項と一致するように記入してください。

申出の趣旨欄

申出の趣旨を簡潔に記入してください。また、決定を求めようとする価格（申出人が妥当と思う価格）を記入してください。

申出の理由欄

申出の理由欄には、審査申出をするに至った具体的な理由を記入してください。書き切れない場合には、別の用紙に記入してください。

口頭による意見陳述希望欄

審査は原則として書面により行いますが、審査申出人が希望する場合は口頭による意見陳述をすることができます。意見陳述を希望する場合は『有』に を、希望しない場合は『無』に を付けてください。

その他

- ・審査申出書の裏面に、申出する固定資産に係る案内図を記入してください。
- ・参考資料や証拠書類等を添付する場合についても、2通提出してください。
- ・審査申出書の提出後、記入事項に変更があった場合は、直ちに当該変更に係る事項を書面で届け出てください。

相模原市固定資産評価審査委員会

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所第2別館2階 税制・債権対策課（税制班）内

電話：042-769-8220